第 1-2 表

政令別表第1に掲げる防火対象物の用途(項判定)の定義等

(1)項イ	
用途	定義
劇場	客席を設けて映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は
映画館	見せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。
演芸場	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を観賞す
観覧場	る目的で公衆の集合する施設であって客席を有する
	ものをいう。
	2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆
	の集合する施設であって客席を有するものをいう。
	3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を
	観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を
	有するものをいう。
	4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的
	で公衆の集合する施設であって客席を有するものを
	いう。
該当用途例	補足説明事項
・シアター、音楽ホール	1 客席には、いす席、座り席、立席が含まれる。
・ミュージカルホール、寄席	2 小規模な選手控席のみを有する体育館及び事業所等
・各種スポーツ施設	の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項とし
(野球場、相撲場、	て扱わない。(各区の体育館は、観覧のための客席を有
サッカー場、体育館等)	していないことから、(15)項として扱うものである。)
• 競馬場、競輪場、競艇場	3 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映
・サーカス小屋	画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。

(1) 項口	
用途	定義
公会堂	集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であっ
集会場	て客席を有するものをいう。
	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有
	し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これ
	と並行して、その他の集会、会議等多目的に公衆の集合
	する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理する
	ものをいう。
	2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有

	し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これ
	と並行して、その他の集会、会議等多目的に公衆の集合
	する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
・区民センター	1 (1)項イの補足説明事項に同じ。
・文化会館、市民会館	2 興行的なものとは、映画、演劇等娯楽的なものが反
・福祉会館、児童会館	復継続されるものをいう。
・貸ホール、貸講堂	なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをい
・結婚会館(式場)	う。
・町内会館、地区会館	
・まちづくりセンター	

(2)項イ	
用途	定義
キャバレー	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
カフェー	(昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。)第
ナイトクラブ	2条第1項第1号及び第2号並びに第11項の適用を受け
その他これらに類するも	る施設並びにその他これらに類する施設をいう。
0	1 キャバレーとは、設備を設けて客にダンスをさせ、
	かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。
	2 カフェーとは、設備を設けて客の接待をして客に遊
	興又は飲食させる施設をいう。
	3 ナイトクラブとは、設備を設けて客にダンスをさせ、
	かつ、客に飲食させる施設をいう。
	4 その他これらに類するものとは、バー、サロン、クラ
	ブ等主として洋風の設備を設けて客を接待して客に遊
	興又は飲食させる施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
・クラブ	1 風営法第2条第1項第1号及び第2号並びに第11項
・カフェバー	の適用を受けるもののほか、同様の形態を有するもの
・サロン	は、本項として扱う。
・ホストクラブ	2 風営法第2条第1項第1号の適用を受けるもののう
・パブ	ち、「待合」及び「料理店」は(3)項イとして扱う。
・サパークラブ	
・ディスコ	

(2) 項口	
用途	定義
遊技場	設備を設けて、不特定多数の客に遊技又はダンスをさ
ダンスホール	せる施設をいう。
	1 遊技場とは、設備を設けて、客に囲碁、将棋、麻
	雀、ボウリング、ビリヤード、パチンコその他の遊技
	又は競技を行わせる施設をいう。
	2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる
	施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
・碁会所、将棋道場(将棋会	1 一般的に風営法第2条第1項第4号若しくは第5
館)	号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの又は
・雀荘、パチンコ店	娯楽性の強い競技に該当するものをいう。ただし、
・ビリヤード	飲食を主とするものは(3)項口として扱う。
・ゲームセンター	2 主としてスポーツ的要素の強いテニス、スカッシ
・ボウリング場	ュ (ラケットボール)、ジャズダンス、エアロビクス
・スロットマシーン店	場などは(15)項として扱う。
・卓球場	3 ダンスを教授するための施設は本項には含まれな
ゴルフ練習場(シミュレー	٧١°
ション仕様のもの)	

(2) 項ハ	
用途	定義
風俗営業等の規制及び業務の	風営法第2条第5項の適用を受ける「性風俗関連特殊
適正化等に関する法律(昭和	営業」を営む店舗及びその他これに類する施設をいう。
23 年法律第 122 号) 第 2 条第	1 「性風俗関連特殊営業」を営む店舗とは、性風俗関
5 項に規定する性風俗関連特	連特殊営業のうち店舗形態を有する風営法第2条第6
殊営業を営む店舗(二並びに(1)	項に定める「店舗型性風俗特殊営業」を行うものをい
項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イ	う。
に掲げる防火対象物の用途に	2 その他これに類するものとして総務省令で定めるも
供されているものを除く。)そ	のとは、電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)
の他これに類するものとして	を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び個室を設
総務省令で定めるもの	け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提
	供する営業を営む店舗をいう。
該当用途例	補足説明事項
・ファッションヘルス (性的サ	その他店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の

ービスあり)

- ・性感マッサージ (性的サービ)が著しい営業として定めるものスあり)1「性風俗関連特殊営業」を含める。
- ・イメージクラブ
- ・SMクラブ
- ・ヌードスタジオ
- ・のぞき部屋
- ・ニューハーフヘルス
- ・セリクラ
- ・出会い系喫茶

風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響 が著しい営業として定めるもの

- 1 「性風俗関連特殊営業」を営む店舗のうち、店舗形態を有しないものは含まれない。
- 2 「性風俗関連特殊営業」のうち、ストリップ劇場((1) 項イ)、テレフォンクラブ及び個室ビデオ((2)項ニ)、アダルトショップ((4)項)、ラブホテル((5)項イ)、ソープランド((9)項イ)は、本項として扱わない。

	(-)
(2) 項ニ	
用途	定義
カラオケボックス	遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設
その他遊興のための設備又は	を含む。)において客に利用させる役務を提供する店舗を
物品を個室(これに類する施設	いう。
を含む。)において客に利用さ	1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客
せる役務を提供する業務を営	に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。
む店舗で総務省令で定めるも	2 その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類
0	する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供
	する業務を営む店舗とは、次に掲げるものをいう。
	(1) 個室(これに類する施設を含む。)において、イン
	ターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務
	を提供する業務を営む店舗
	(2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹
	介営業を営む店舗
	(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法
	律施行令 (昭和 59 年政令第 319 号)第 2 条第 1 号に規
	定する客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人
	の映像を見せる興行の用に供する興行場
該当用途例	補足説明事項
・カラオケボックス	一の防火対象物に、カラオケ等遊興のための設備又は物
・インターネットカフェ	品を客に利用させる役務を提供する個室が複数のものを
・漫画喫茶・複合カフェ	いい、当該個室が1のみのものは含まれない。
・個室ビデオ店	

(3) 項イ	
用途	定義
待 合	(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客
料理店	席の構造が和式のものをいう。
その他これらに類するも	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則とし
0	て飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致
	し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。
	2 料理店とは、主として和式の客席を設けて客を接待
	して、飲食物を提供する施設をいう。
	3 その他これらに類するものとは、料亭、茶屋などで実
	態として待合、料理店と同様の形態を有する施設をい
	う。
該当用途例	補足説明事項
• 料亭	一般的に風営法第2条第1項第1号の適用を受け、「風
• 茶屋	俗営業」に該当するもの、又はこれと同様の形態を有する
• 割烹	ものをいう。

(3) 項口	
用途	定義
飲食店	飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供す
	る施設をいい、客の遊興又は従業員の接待を伴わないもの
	をいう。
該当用途例	補足説明事項
・喫茶店	1 風営法第33条の適用を受ける「深夜における酒類提
・スナック	供飲食店営業」についても本項として扱う。
・食堂	2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含
・そば屋、寿司屋	t.
・レストラン	3 「ライブハウス」とは、客席(全ての席を立見とし
・ビアホール	た場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏等を聞か
・ドライブイン	せ、かつ、飲食の提供を伴うもの。
・焼とり屋	
・スタンドバー	
・結婚披露宴会場	
・ライブハウス	

(4) 項

用途	定義
百貨店	単独若しくは集団的な店舗又は展示場をいう。
マーケット	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
その他の物品販売業を営む	とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。
店舗	2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、
展示場	物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
・デパート	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、か
・スーパーマーケット	つ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる
・日用品市場(魚屋、肉店、	形態を有するものであること。
米店、パン屋、衣料品店、洋	2 卸売問屋は、本項として扱う。
服店、電気器具店、家具店等	3 レンタルショップは、本項として扱う。
の小売店舗)	4 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗
・コンビニエンスストア	に含まれないものであること。
・ディスカウントショップ	5 展示室(ショールーム)のうち、次の各号に全て該
・ガソリンスタンド	当する場合は、(15)項又は、主たる用途の従属部分とし
・レンタルビデオショップ	て扱う。
・画廊	(1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展
・店頭において販売行為を行	示陳列するもの
う問屋、卸売専業店舗	(2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部
・見本市会場	として展示陳列するもので、その場で商品の受渡しを
・博覧会場	行うものではないこと。
・アダルトショップ	(3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの
・調剤薬局	6 物品販売を伴わない画廊は、(8)項として扱う。
・チケット販売所	
・携帯電話販売ショップ	

(5)項イ	
用途	定義
旅館	宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。
ホテル	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、そ
宿泊所	の構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。
その他これらに類するもの	2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、
	その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。
	3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設
	で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用す

	るように設けられているものをいう。
	4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以
	外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービス
	を提供している施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
• 保養所	1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利
・ユースホステル	厚生を目的とした宿泊施設あるいは、特定の人を宿泊
・山小屋、ロッジ	させる施設であっても、旅館業法(昭和 23 年法律第
・モーテル	138 号)の適用があるものも含まれるものであること。
• 簡易宿泊所	2 事業所専用の研修所で、事業所の従業員だけを研修
ペンション、民宿	する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないも
・貸研修所の宿泊施設	のであること。
・レンタルルーム(性風	なお、この場合は、旅館業法の適用がないものである
俗、	こと。
宿泊あり)	3 レンタルルームとは異性を同伴する休憩、宿泊を行
マッサージ(性的サービ	う施設であること。
ス	4 その他これらに類するものの、宿泊が可能であるか
なし、宿泊あり)	どうかは、次に掲げる条件を勘案し判定すること。
・ラブホテル(異性を同伴	(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われているこ
する宿泊あり)	と。
・住宅宿泊事業法に基づく	(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等
届出住宅	の宿泊に用いることが可能な設備・器具等があるこ
	と。
	(3) 深夜営業24時間営業等により夜間も客が施設にい
	ること。
	(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。
	5 住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) に基づく
	届出住宅は、本項として扱う。ただし、人を宿泊させ
	る間、住宅宿泊事業者が不在とならない旨の届出が行
	われた届出住宅については、宿泊室(宿泊者の就寝の
	用に供する室)の床面積の合計が 50 ㎡以下となると
	きは、住宅(法第9条の2に規定する「住宅の用に供
	される防火対象物」((5)項ロに掲げる防火対象物の部
İ	

(5) 項口

分を含む。))として扱う。

用途	定義
寄宿舎	集団居住のため又は居住性の宿泊のための施設をい
下宿	う。
共同住宅	1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、
	生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料
	の有無を問わないものであること。
	2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受
	けて宿泊させる施設をいう。
	3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住
	宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用
	するもの (構造上の共用部分を有するもの。) をいう。
該当用途例	補足説明事項
• 社員寮	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存
・マンション	在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないもの
・アパート	であること。
・ウィークリーマンショ	2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長
ン	屋であり、共同住宅として扱わないものであること。
・ファミリーホーム	3 1階が長屋で2階が共同住宅のものにあっては、棟
	全体を本項として扱うものであること。
	4 ウィークリーマンションについて、一般に旅館業法
	の適用を受けず、共同住宅の住戸単位で比較的短期間
	の契約により賃貸を行うものは、(5)項ロとして扱う
	が、リネンの提供等、明らかにホテル等と同等の宿泊
	形態をとるものにあっては(5)項イとして扱う。
	5 小規模住居型児童養育事業が行われる住宅(ファミリ
	ーホーム)は、原則本項として扱う。なお、専ら乳幼児
	の養育を常態とする場合については、(6)項ロ又はハとし
	て扱う。

(6) 項イ	
用途	定義
次に掲げる防火対象物	医療施設をいう。
(1) 次のいずれにも該当する	1 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数の
病院 (火災発生時の延焼を抑	人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20
制するための消火活動を適	人以上の入院施設を有するものをいう。
切に実施することができる	2 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数

体制を有するものとして総 務省令で定めるものを除 く。)

- (i) 診療科名中に特定診療 科名(内科、整形外科、リ ハビリテーション科その 他の総務省令で定める診 療科名をいう。(2)(i)にお いて同じ。)を有すること。
- (ii) 医療法(昭和23年法律 第205号)第7条第2項第 4号に規定する療養病床 又は同項第5号に規定す る一般病床を有するこ と。
- (2) 次のいずれにも該当する 診療所
 - (i) 診療科名中に特定診療 科名を有すること。
 - (ii) 4人以上の患者を入院 させるための施設を有す ること。
- (3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。) 又は入所施設を有する助産所
- (4) 患者を入院させるための 施設を有しない診療所又は 入所施設を有しない助産所

- の人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施 設を有するものをいう。
- 3 助産所とは、助産師が公衆又は特定多数の人のため助産業務(病院又は診療所で行うものを除く。)を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦の入所施設を有しないもの又は9人以下の入所施設を有するものをいう。

- 3 (6)項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」とは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。
 - (1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制
 - (2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(宿 直勤務を行わせる者を除く。)の数が、病床数が60床 以下のときは2、60床を超えるときは2に60床まで を増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制
- 4 (6)項イ(1)(i)に規定する「総務省令で定める診療科名」 とは、次に掲げるもの以外のものをいう。
 - (1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、 皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 産科、婦人科
 - (2) 上記(1)の診療科名と次に掲げる事項とを組み合わせたもの
 - ア 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、 気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、 神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれら を構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若 しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果た す機能の一部であって、厚生労働省令で定めるもの
 - イ 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若 しくは年齢を示す名称であって、これらに類するも のとして厚生労働省令で定めるもの
 - ウ 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、 光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの 分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社 会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生 労働省令で定めるもの
 - エ 感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又 はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の 疾病若しくは病態であって、厚生労働省令で定める

もの

- (3) 歯科
- (4) 歯科と次に掲げる事項を組み合わせたもの ア 小児又は患者の年齢を示す名称であつて、これに 類するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - イ 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属す る歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会 通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労 働省令で定めるもの
- ※ 診療科名について、平成20年政令第36号による改正前の医療法施行令第3条の2に規定する診療科名(小児科、形成外科、美容外科、皮膚泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、皮膚科、泌尿器科、産科及び婦人科を除く。)は(6)項イ(1)(i)に規定する「総務省令で定める診療科名」とみなす。

なお、麻酔科については、医療法施行令第3条の2 に規定する診療科名に含まれていないため、「総務省 令で定める診療科名」に該当しない。

5 介護医療院(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第29項に規定するものをいう。)については、平成30年3月22日付け消防予第89号により、本項として取り扱う。

せ、養護するとともに、その者が自立した生活を営み、

(6) 項口	
用途	定義
次に掲げる防火対象物	老人、児童等の福祉援護施設のうち、主として自力避難
(1) 老人短期入所施設、養護	困難な者が入所する施設をいう。
老人ホーム、特別養護老	1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護
人ホーム、軽費老人ホー	者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受け
ム(介護保険法(平成 9	ることが一時的に困難となった者等を短期間入所させ、
年法律第 123 号) 第 7 条	養護することを目的とする施設をいう。
第1項に規定する要介護	2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上
状態区分が避難が困難な	の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)によ
状態を示すものとして総	り居宅において養護を受けることが困難な者を入所さ

務省令で定める区分に該

当する者(以下「避難が 困難な要介護者」とい う。)を主として入居させ るものに限る。)、有料老 人ホーム(避難が困難な 要介護者を主として入居 させるものに限る。)、介 護老人保健施設、老人福 祉法(昭和38年法律第 133号) 第5条の2第4 項に規定する老人短期入 所事業を行う施設、同条 第5項に規定する小規模 多機能型居宅介護事業を 行う施設(避難が困難な 要介護者を主として宿泊 させるものに限る。)、同 条第6項に規定する認知 症对応型老人共同生活援 助事業を行う施設その他 これらに類するものとし て総務省令で定めるもの

- (2) 救護施設
- (3) 乳児院
- (4) 障害児入所施設
- (5) 障害者支援施設

(障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援する ための法律(平成17年法 律第123号)第4条第1項 に規定する障害者又は同条 第2項に規定する障害児で あって、同条第4項に規定 する障害支援区分が避難が 困難な状態を示すものとし て総務省令で定める区分に 社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その 他の援助を行うことを目的とする施設をいう。

- 3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。
- 4 軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。)で、補足説明事項1又は3に該当するものをいう。
- 5 有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもので、補足説明事項1又は3に該当するものをいう。
- 6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。
- 7 老人短期入所事業を行う施設(ショートスティ)とは、 65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者等を、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の施設に短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。
- 8 小規模多機能型居宅介護事業(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身

該当する者(以下「避難が 困難な障害者等」とい う。)を主として入所させ るものに限る。)又は同法 第5条第8項に規定する短 期入所若しくは同条第17 項に規定する共同生活援助 を行う施設(避難が困難な 障害者等を主として入所さ せるものに限る。ハ(5)にお いて「短期入所等施設」と いう。)

- の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練等を供与する事業で、補足説明事項2又は3に該当するものをいう。
- 9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。
- 10 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。
- 11 乳児院とは、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
- 12 障害児入所施設とは、次の各区分に応じ、障がい児を入所させ、次に定める支援を行う事を目的とする施設をいう。
 - (1) 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技 能の付与
 - (2) 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能 の付与及び治療
- 13 障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設で、補足説明事項7に該当するものをいう。
- 14 短期入所を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、居宅においてその介護

	を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等
	の施設への短期間の入所を必要とする障がい者等につ
	き、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は
	食事の介護等の便宜を供与するための施設で、補足説明
	事項7に該当するものをいう。
	15 共同生活援助を行う施設 (障害者グループホーム) (避
	難が困難な障害者等を主として入所させるものに限
	る。) とは、障がい者につき、主として夜間において、共
	同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は
	食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に
	関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡そ
	の他の必要な日常生活上の支援を供与する施設で補足
	説明事項7に該当するものをいう。
該当用途例	補足説明事項
	1 (6)項口(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主とし
	て入居させるもの」とは、当該施設に入居する要介護状
	態区分(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第
	1 項の規定に基づき厚生労働省令で定める「要介護状態
	区分」をいう。)が3以上である者(以下「避難が困難な
	要介護者」という。)の割合が、施設全体の定員の半数以
	上のものをいう。
	2 (6)項口(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主とし
	て宿泊させるもの」とは、当該施設の宿泊サービスを利
	用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊
	サービス利用者全体の半数以上のものをいう。
	3 前1及び2における入所若しくは入居又は宿泊の状
	況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事
	情により用途が定まらない場合には、直近3ヶ月間の過
	半期間(日単位)以上において前1及び2の状況が認め
	られるかどうかで判断すること。
	4 (6)項口(1)に規定する「その他これらに類するものとし
	て総務省令で定めるもの」とは、避難が困難な要介護者
	を主として入居(宿泊)させ、業として入浴、排せつ、食
	事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理そ
	の他の医療を提供する施設(⑹項イに掲げるものを除
	く。)をいい、前1から3までと同様に判断すること。

- 5 サービス付き高齢者向け住宅等(高齢者専用賃貸共同住宅等を含む。)、専ら高齢者に賃貸する共同住宅等のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者の委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われるもののうち、避難が困難な要介護者の割合が、総居室数(居室の収容人員が2の場合は、居室数は2とする。)の半数以上を占めるものは本項として扱う。
- 6 通常の共同住宅等において、個別の世帯ごとに訪問介 護等を受けている場合は、(5)項ロとして取扱う。
- 7 (6)項口(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第4項に定める「障害支援区分」をいう。)4以上の者が利用者の概ね8割を超えるものをいう。

(6) 項ハ

用途

次に掲げる防火対象物

- (2) 更生施設

定義

(6)項ロ以外の施設で、自力避難が困難な者が利用する可能性があることに加え、自力避難が困難とは言い難いものの、避難に当り一定の介助が必要とされる高齢者、障がい者等が利用する蓋然性が高い施設をいう。

- 1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者(養護者含む。)を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。
- 2 軽費老人ホーム (ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、 無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供そ の他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とす る施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。)のう ち、避難が困難な要介護者を主として入居させるものを 除く。
- 3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人

- (3) 助産施設、保育所、幼保連 携型認定こども園、児童養護 施設、児童自立支援施設、児童 童家庭支援センター、児童福 祉法(昭和22年法律第164 号)第6条の3第7項に規定 する一時預かり事業又は同 条第9項に規定する家庭的 保育事業を行う施設その他 これらに類するものと 総務省令で定めるもの
- (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)
- (5) 身体障害者福祉センター、 障害者支援施設(ロ(5)に掲げ るものを除く。)、地域活動 支援センター、福祉ホーム又 は障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援する ための法律第5条第7項に 規定する生活介護、同条第8 項に規定する短期入所、同条 第 12 項に規定する自立訓 練、同条第13項に規定する 就労移行支援、同条第14項 に規定する就労継続支援若 しくは同条第17項に規定す る共同生活援助を行う施設 (短期入所等施設を除く。)

- に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、 健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための 便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。
- 4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。
- 5 有料老人ホーム (口(1)に掲げるものを除く。)とは、 老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食 事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与(他 に委託して供与をする場合及び将来において供与をす ることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設で あって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助 事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でな いもののうち、避難が困難な要介護者を主として入居さ せるものを除く。
- 6 老人デイサービス事業を行う施設とは、65 歳以上の 者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常 生活を営むのに支障がある者(養護者を含む。)等に特 別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の施設に通わせ、 これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓 練、介護方法の指導等の便宜を供与する事業を行う施設 をいう。
- 7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な

- 便宜及び機能訓練等を供与する事業のうち、避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものを除く。
- 8 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。
- 9 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。
- 10 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。
- 11 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の 教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子ども(小 学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。) に対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する 保育を一体的に行う施設をいう。
- 12 児童養護施設とは、保護者のない児童(乳児を除く。 ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特 に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されてい る児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、こ れを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の 自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。
- 13 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすお それのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由に より生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の 下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導 を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者につい て相談その他の援助を行うことを目的とする施設をい う。
- 14 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉司等による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。

- 15 一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。
- 16 家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であって、市町村 が認めるものについて、家庭的保育者(児童福祉法第6 条の3第9項に定める「家庭的保育者」をいう。)の居 宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行 う事業をいう。
- 17 児童発達支援センターとは、次の各区分に応じ、障が い児を日々保護者の下から通わせ、次に定める支援を提 供する事を目的とする施設をいう。
 - (1) 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための 訓練
 - (2) 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療
- 18 児童心理治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童 を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、 その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談 その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
- 19 児童発達支援を行う施設とは、障がい児につき、児童 発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設 に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識 技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省 令で定める便宜を供与する施設をいう。
- 20 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法 (昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。

- 21 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。
- 22 障害者支援施設 (ロ(5)に掲げるものを除く。)とは、 障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介 護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設のうち、避難 が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。
- 23 地域活動支援センターとは、障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な便宜を供与する施設をいう。
- 24 福祉ホームとは、現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。
- 25 生活介護を行う施設とは、常時介護を必要とする障が い者につき、主として昼間において、入浴、排せつ又は 食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その 他身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を 供与する施設いう。
- 26 短期入所を行う施設(短期入所等施設を除く。)とは、 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由に より、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要 とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさ せ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与するた めの施設のうち、避難が困難な障害者等を主として入所 させるものを除く。
- 27 自立訓練を行う施設とは、障がい者につき、自立した 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の 期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必 要な訓練等の便宜を供与することを行う施設をいう。
- 28 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障がい者につき、一定の期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。

	29 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。 30 共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)とは、障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を供与する施設のうち、避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。
該当用途例	補足説明事項
	1 サービス付き高齢者向け住宅等(高齢者専用賃貸共同住宅等を含む。)、専ら高齢者に賃貸する共同住宅等のう
	ち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業
	者の委託を受けた外部事業者により、共用スペースにお
	ける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われ
	るもののうち、(6)項ロに掲げる以外のものは本項として
	扱う。
	2 保育ママと称する家庭的保育事業が行われる施設(通
	常は保育者の居宅)は、本項として扱う。

(6) 項二	
用途	定義
幼稚園	幼児又は身体上若しくは精神上障害のある者の教育施
特別支援学校	設をいう。
	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその
	心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。
	2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障
	害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)
	に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ず
	る教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の
	困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授け
	ることを目的とする学校をいう。

該当用途例	補足説明事項
	幼稚園とは、地方公共団体の認可に関わりなく、その実
	態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるも
	のであること。

用途	定義
小学校	学校教育又はこれに類する教育を行う施設をいう。
中学校	1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行
義務教育学校	われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的
高等学校	とする学校をいう。
中等教育学校	2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身
高等専門学校	の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施
大学	すことを目的とする学校をいう。
専修学校	3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育と
各種学校	して行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施
その他これらに類するもの	すことを目的とする学校をいう。
	4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心
	身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教
	育を施すことを目的とする学校をいう。
	5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上
	に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行わ
	れる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一
	貫して施すことを目的とする学校をいう。
	6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に
	必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。
	7 大学とは、学術の中心として、広く知識を授けるとと
	もに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び
	応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。
	8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育
	成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をい
	う。
	9 各種学校とは、上記1から6までに掲げる学校以外の
	もので、学校教育に類する教育を行う学校をいう。
	10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める
	学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設を

	いう。
該当用途例	補足説明事項
・消防学校、消防大学校	1 同一敷地内にあって、教育の一環として使用される講
・警察学校、警察大学校	堂、体育館、図書館、研究室及びサークル会館等は、本
・自治大学校	項として扱う。
・防衛大学校	2 専修学校は、修業年限が1年以上であり、教育を受け
・海上保安学校	る者が常時 40 名以上であること。
・航空大学校	3 各種学校は、修業年限が1年以上(簡易に修得するこ
・理・美容学校	とができる技術、技芸等の課程にあっては、3 か月以上
・看護学校	1年未満のもの)であること。
・タイピスト学校	4 学習、そろばん、書道等の塾、民謡、音楽、スイミン
・コンピューター学校	グスクール、活花、茶道、着物着付教室等で、個人教授
・経営・経理専門学校	的なものであり、かつ、学校の形態を有しないものは、
・外国語学校	(15)項として扱う。
・洋裁学校	※ 学校の形態を有するとは、原則として、以下のすべて
・進学予備校等	に該当するものをいう。
・職業訓練所	(1) 当該用途(教室、管理室、便所等)に供される部分
・自動車学校	の面積の合計が、115.7 m²以上であるもの
• 学習塾	(2) 当該用途に従事する者(教職員等)が3名以上であ
・パソコン塾	るもの
	(3) 修業期間が3か月以上であるもの

(8) 項	
用途	定義
図書館 博物館 美術館 その他これらに類するも の	資料を保存する施設をいう。 1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し又は整理し保存して、一般の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館、美術館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し又は展示して教育的配慮のもとに、一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館法で定める図書館以外のもので、図書館又は博物館と同等のものをいう。
該当用途例	補足説明事項

・郷土館	
・記念館	
・文学館	
・科学館	
・点字図書館	

(9) 項イ	
用途	定義
公衆浴場のうち蒸気浴場、熱	公衆浴場は浴場経営という社会性のある施設であっ
気浴場、その他これらに類す	て、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣
るもの	の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含ま
	れないものであること。
	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。
	2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として、高温低湿の空
	気を利用する公衆浴場をいう。
	3 その他これらに類するものとは、個室付浴場を設け、
	当該個室において異性の客に接触する役務を提供する
	ものを含む。
該当用途例	補足説明事項
・ソープランド	
サウナ浴場	

(9) 項口	
用途	定義
(9)項イに掲げる公衆浴場以外	公衆浴場は浴場経営という社会性のある施設であっ
の公衆浴場	て、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣
	の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含ま
	れないものであること。
該当用途例	補足説明事項
• 銭湯	1 主として本項として使用し、一部に熱気浴場のあるも
• 鉱泉浴場	のは、全体として本項として扱う。
•家族風呂	2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公
• 岩盤浴場	衆を入浴させるものであること。

(10)項	
用途	定義
車両の停車場又は船舶若しく	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎(プラットホーム
は航空機の発着場(旅客の乗	を含む。)、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の
降又は待合いの用に供する建	乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるもので
築物に限る。)	あること。
	2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、
	航空機の離着陸する空港施設等をいうが、旅客の乗降又
	は待合の用に供する建築物に限定されるものであるこ
	と。
該当用途例	補足説明事項
・桟橋	車両、船舶及び航空機の停車又は発着場であり、かつ、
・エアーターミナル	旅客の乗降等の利用に限定されるものであることから、貨
	物駅及び貨物ふ頭等については、本項に含まれない。

用途	定義
神社	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教
寺院	の教養を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する
教会	ことを目的とする施設をいう。
その他これらに類するもの	
該当用途例	補足説明事項
• 斎場	1 一般的に宗教法人法 (昭和 26 年法律第 126 号) 第 2 条
・納骨堂	に定める宗教団体の施設が該当する。
・修道院	2 結婚式の披露宴会場で独立性が高く、かつ、常勤の従
• 聖堂	業員を有し、営利企業としての営業を常態としているも
• 礼拝堂	の又は、檀家、信徒以外の不特定多数の者を対象として
	宴会等を行うものは、本項には該当しない。
	3 葬儀を行うための斎場については、宗教上の儀式的な
	要素が強いことから本項として取り扱う。なお、葬儀以
	外の多目的用途に供される場合が明らかな場合は、(1)項
	口等として扱う。
	4 庫裡とは、僧侶の居住する場所をいい、本項として扱
	う。

(12) 項イ	
用途	定義
工場	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して、物の製
作業場	造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、
	仕立、破壊又は解体等を行う施設をいう。
	1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところ
	で、その機械化が比較的高いものをいう。
	2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところ
	で、その機械化が比較的低いものをいう。
該当用途例	補足説明事項
・食品加工場	1 運送会社等の中継施設(トラックターミナル)で、荷
・自動車修理工場	捌きのみを行う場合については、44項として扱う。
・製造所	2 集配センター等で、荷捌き以外に充填、選別及びラッ
・集配センター	ピング等の作業を行うものは、本項として扱う。

(12) 項口	
用途	定義
映画スタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具
テレビスタジオ	を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくは
	それらのビデオテープを作成する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
	放送事業所施設内にあるテレビスタジオは、本項と低項
	の複合施設として扱う。

(13) 項イ	
用途	定義
自動車車庫	1 自動車車庫とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第
駐車場	185 号)第2条第2項で定める自動車(原動機付自転車
	を除く。) を、運行中以外の場合に専ら格納する施設をい
	う。
	2 駐車場とは、自動車を駐車(客待ち、荷待ち、貨物の
	積卸し、故障等その他の理由により継続的に停車)させ
	る施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
	1 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年

法律第 145 号)第 2 条の保管場所となっている防火対象
物が含まれるものであること。
2 自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、ブル
ドーザー等の土木作業用自動車も含まれるものである
こと。
3 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わな
いものであるが、自動車整備工場の一時保管場や自動車
の展示場(ショールーム)は、本項に該当しない。
4 事業所等の従属部分とみなされる駐車場や自動車車
庫は、本項に含まれないものであること。
5 駐輪場のうち自転車のみを保管する場所については、
(15)項として扱う。

(13)項口	
用途	定義
飛行機、回転翼航空機の格納庫	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供す
	ることができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプター等
	を格納する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
	単なる格納だけでなく、運航上必要最低限度の整備のた
	めの作業施設を付設する場合も、原則全体を本項として扱
	う。

(14)項	
用途	定義
倉庫	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工
	作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。
該当用途例	補足説明事項
	農業を営む者が穀物類等の農作物、あるいは農機具等を
	収容する収納舎は、政令別表の防火対象物に該当しないも
	のとする。

(15)項	
用途	定義
前各項に該当しない事業場	前各項に該当しない事業場とは、(1)項から(14)項ま
	でに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的
	事業であること非営利的事業であることを問わず事
	業活動の専ら行われる一定の施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
・官公署、市長公宅、保健所	1 事業とは、一定の目的と計画に基づいて同種の
• 事務所、銀行、研修所	行為を継続して行うことをいう。
・発電・変電所	2 住宅は、本項に含まれないものであるが、事業
・理・美容室、整骨院、針灸院	として展示するモデルハウス等は、本項として扱
・ラジオスタジオ、写真スタジオ	う。
・ごみ焼却場、火葬場	3 スポーツ施設で、観覧席(小規模な選手控席を
・スポーツ施設(ゴルフ練習場、バッ	除く。)を有しないものにあっては、本項として扱
ティングセンター、スイミングス	う。
クール、アスレチックスタジアム、	4 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展
エアロビクススタジオ等)	- 示陳列するもの(ショールーム、PR センター等)
・つり堀(屋内)	は、本項として扱う。
- 動物園、水族館、動物病院	5 電車車庫のうち、車両の保管以外に車両の点検
・ペットホテル、畜舎	及び整備を行うものは、12)項イとして扱う。
・クリーニング店(受払店)	
・子育でサロン、シニア(高齢者)サ	
•新聞社、新聞販売所	
• 電報電話局、郵便局	
・上・下水処理場	
・駐輪場 (ラック式含む)、電車車庫 ・住宅用モデルルーム	
・仕名用モブルルーム	
場・自動車ショールーム、車検場	
・中古車販売所	
(物品販売があれば仏)項)	
• 質屋	
(質流れ品の販売があれば(4)項)	

(16) 項イ	
用途	定義
複合用途防火対象物のうち、	
その一部が(1)項から(4)項ま	
で、(5)項イ、(6)項又は(9)項イ	
に掲げる防火対象物の用途	
に供されているもの	
該当用途例	補足説明事項
	政令別表第1中、同一の項の中でイ、ロ、ハ又は二に分類
	された防火対象物の用途に供されるものが、同一の防火対象
	物に存するものにあっても[16]項として取り扱うものとする。

(16)項口	
用途	定義
(16)項イに掲げる複合用途防	
火対象物以外の複合用途防	
火対象物	
該当用途例	補足説明事項

(16の2)項	
用途	定義
地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これら
	に類する施設で、連続して地下道に面して設けられたもの
	と当該地下道とを合わせたものをいう。
該当用途例	補足説明事項
	1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物
	施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階
	段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであ
	ること。
	2 地下街の同一階層の地下鉄道部分(出札室、事務室等)
	は、地下街に含まれないものであること。
	3 令第9条の2の規定により、地下街と特定防火対象物
	((16の2)項及び(16の3)項を除く。) の地階とが一体
	をなすとして消防長又は消防署長の指定を受けたもの
	は、本項の用途に供するものとみなし、本項として規制

が適用される。
4 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m(20m未満の場合は当該距離)以内の部分を床面積に算入するものであること。
ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸がある場合は、当該防火戸の部分までとする。

(16の3) 項	
用途	定義
建築物の地階 ((16の2)項に掲げ	
るものの各階を除く。)で連続	
して地下道に面して設けられ	
たものと当該地下道とを合わ	
せたもの ((1)項から(4)項まで、	
(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げ	
る防火対象物の用途に供され	
る部分が存するものに限る。)	
該当用途例	補足説明事項
	準地下街の範囲は次のとおりとすること。
	1 地下道の部分については、準地下街を構成する店
	舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 10m(10m
	未満の場合は当該距離)以内の部分とすること。
	2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の
	面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、
	当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の
	開口部までの歩行距離が 20mを超える場合は、当該建
	築物の地階等は含まないものとする。
	3 建築物の地階が建基政令第123条第3項第1号に規
	定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物
	の地階は含まないものであること。
	4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が、相互に
	政令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面し
	て開口部を有していないものについては、それぞれ別の
	防火対象物として扱うものとする。

(17)項	
用途	定義
文化財保護法(昭和25年法律	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、
第 214 号)の規定によって重	典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、我が国にと
要文化財、重要有形民俗文化	って歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料
財、史跡若しくは重要な文化	及び学術上価値の高い歴史資料のうち、重要なもので文
財として指定され、又は旧重	部科学大臣が指定したものをいう。
要美術品等の保存に 関する	2 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中
法律(昭和8年法律第43号)	行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いら
の規定によって重要美術品と	れる衣服、器具、家具その他の物件で、我が国民の生活
して認定された建造物	の推移のため欠くことのできない有形のもののうち特
	に重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。
	3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の
	遺跡で、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いも
	ののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものを
	いう。
	4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財
	及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在す
	る地方公共団体が指定したもの。
	5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値
	の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部
	科学大臣が指定したもの。
該当用途例	補足説明事項
	本項の防火対象物は建造物に限られるもので、建造物と
	は土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門
	塀等が含まれるものであること。

(18) 項	
用途	定義
延長 50m以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面
	上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、
	工作物その他の施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
	1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれな
	いものである。
	2 延長は屋根の中心線で測定する。

(19)項	
用途	定義
市町村長の指定する山林	
該当用途例	補足説明事項
	山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含
	まれるものである。

(20)項	
用途	定義
総務省令で定める舟車	1 舟とは、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条
	第1項の規定を適用しない船舶等のうち、総トン数5ト
	ン以上で推進機関を有するものをいう。
	2 車両とは、鉄道営業法(明治33年法律第65号)軌道
	法(大正 10 年法律第 76 号)若しくは道路運送車両法
	(昭和 26 年法律第 185 号)又はこれらに基づく命令に
	より、消火器具を設置することとされる車両をいう。
該当用途例	補足説明事項
	1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等と
	は次に掲げるものが該当する。
	(1) 船舶安全法第2条第2項に規定する船舶
	ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又
	は地方公共団体の所有するもの
	イ 係船中の船舶
	ウ 告示(昭和 49 年運輸省告示第 353 号)で定める
	水域のみを航行する船舶
	(2) 船舶安全法第32条に規定する総トン数20トン未満
	の漁船で専ら本邦の海岸から 12 海里以内の海面又は
	内水面において従業するもの
	2 鉄道営業法及び軌道法に基づく消火器具を設置しな
	ければならないものは次に掲げるものが該当する。
	(1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13
	年国土交通省令第151号)第83条で定める機関車(蒸
	気機関車を除く。)、旅客車及び乗務係員が執務する車
	室を有する貨物車
	(2) 軌道運転規則 (昭和 29 年運輸省令第 22 号) 第 37 条

- で定める車両 (蒸気機関車を除く。)の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室
- (3) 無軌条電車運転規則(昭和25年運輸省令第92号)第26条で定めるすべての車両
- 3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければ ならない自動車は道路運送車両の保安基準(昭和26年 運輸省令第67号)第47条で定める次に掲げるものが該 当する。
 - (1) 火薬類(火薬にあっては 5 kg、猟銃雷管にあっては 2,000 個、実包、空包、信管又は火管にあっては 200 個をそれぞれ超えるものをいう。) を運送する自動車 (被けん引自動車を除く。)
 - (2) 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)
 - (3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)
 - (4) 150 kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)
 - (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車
 - (6) 放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第3条に規定する放射性輸送物等(L型輸送物等を除く。)などを運送する場合に使用する自動車
 - (7) 乗用定員 11 人以上の自動車
 - (8) 乗用定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車
 - (9) 幼児専用車